

倉庫業務の基礎知識

倉庫マン・ハンドブック

倉庫業務研究会 著

交通日本社

倉庫業務の基礎知識

倉庫マン・ハンドブック ■ 倉庫業務研究会 著

交通日本社

倉庫業務の基礎知識

定 価 1,800円

昭和39年 3 月20日 初版発行

昭和57年 1 月20日 14版発行

著 者 ・ 倉庫業務研究会

発行者 ・ 岡 本 定

印刷者 ・ 横 山 外次郎

発行所 株式 交通日本社
会社

〔郵便番号 101〕

東京都千代田区内神田 2～5～5

TEL (256)3576～8 振替東京7-194969

ま え が き

倉庫業者は、不特定多数の荷主から多種多様の貨物の寄託を受け、その貨物に応じた取引と完全なる保管が要請され、また倉庫証券の発行や火災保険契約事務など複雑な実務をも処理しなければならないものであるから、倉庫実務担当者は、平素から関係法規や諸手続などを研究しておいて、いついかなる事態にもただちに合法適切な処置ができるように、心がけておかなければならない。

その倉庫業務に関する研究資料も、過去においてはすぐれたものが多数あったが、これらの著書はいずれも絶版となり、今日では入手が困難となったのは残念である。

本書はこれ等の諸著書の縮版として、倉庫実務担当者が日常の業務遂行上、常識的にも知っていなければならないことのみをまとめたもので、実務を中心とした関係上、重複もあり、書きもらしたところもあるが、ささやかな解説書ながらも業務研究資料として、幾分でも役に立ち得れば喜びこれに過ぎるものはない。

昭和 39 年 3 月

著 者

改訂版に際して

生産消費の方式が大型化、大量化するに従い、流通面の合理化、体質改善が課題となり、メーカー・商社は流通経路の短縮と在庫品の圧縮に目をむけるようになり、特にマスプロ体制の強化、需要変動によるデッド・ストックの防止策として生産、仕入の調整可能な情報処理と、流通システムの必要が痛感されてきた。

荷主顧客が、倉庫を求める場合は、販売のための市場調査、有効需要等を科学的に分析検討したうえで流通経路の最も重要なポイントに、これを求める傾向が散見され始めた。この傾向が強まれば、流通過程における倉庫の位置は販売拠点としての倉庫となり、保管のためのみの施設から大きく脱皮する保管革新が目前に迫っていることと考察している。

しかし時代とともに保管の技法は変化しつつあるが、原則はいつ、いかなる場合でも善管義務の励行であり、寄託者の意に添った完全な保管管理を実施することにある。

この書は稿を改めること14回、年と共に加除修正しつつ原則論を述べてきたが、ここ数年来具体的な事例を混えての執筆の要望があり、56年4月「営業倉庫運用の実際」(交通日本社)を出版したので、本書と併せて資料とされたいと考えている。

昭和56年12月

倉庫業務研究会

深田一郎

倉庫業務の基礎知識

目 次

第1章 倉庫業の概念

第1節 倉庫の定義	3
第2節 倉庫業の定義	3
第3節 倉庫の種類	5
1 名称による分類	5
2 建築別による分類	7
3 倉庫業法による倉庫の類別	7
第4節 倉庫業の種類	8
1 業態別による分類	8
2 立地条件による分類	9
第5節 保管の種類	10
1 通常保管	10
2 特種保管	11
第6節 倉庫業法	12
1 業法の制定	12
2 業法改正の経過	12
3 現行業法改正の要点	13
第7節 倉庫寄託約款	14
1 法律にもとづく倉庫寄託約款	15
2 倉庫寄託約款の抜すい解説	16

第2章 倉庫の業務

第1節 業務の前提	20
1 営業倉庫は貨物のホテル	20

2	営業倉庫の性格と保管貨物の選び方	20
3	寄託貨物の種類と収益	21
4	庫腹の活用方法	22
5	寄託誘致の方法	22
6	寄託誘致のPRと宣伝内容の骨子	23
7	寄託者の信用調査	25
8	倉庫実務者の常識	25
9	営業積極化の焦点	35
10	倉庫業務の電算化	37
第2節	受託業務	42
1	受託の準備行為	42
2	受託手続	42
第3節	入庫業務	47
1	入庫の手続	47
2	入庫手続上の注意事項	47
第4節	保管業務	48
1	保管管理と善管義務	48
2	現場管理の効果的な運用と着眼点	48
3	庫内外の巡視と施設の保全	50
4	荷粉の処理	51
5	見本の摘出、寄託物の点検、保存の処置	52
6	受寄物に対する強制執行	52
第5節	出庫の手続	59
1	出庫の業務	59
2	出庫後の整理	60

第3章 倉庫証券

第1節	倉庫証券の意義	62
第2節	倉庫証券の種類	62
第3節	倉庫証券の性質	63
第4節	倉庫証券の取扱業務	64

1 倉庫証券の発行要件	64
2 入庫の手続	67
3 出庫の手続	68
4 証券の回収及び処理	69
第5節 倉荷証券の作成要領	69
1 倉荷証券の記載事項	69
2 倉荷証券各項目別の記載方法	70
第6節 倉荷証券の滅失	75
第7節 倉荷証券の約条	79
第8節 担保品内渡契約	85
第9節 出 保 管	91
第10節 貨物保管証書	94

第4章 倉庫の諸料金

第1節 保 管 料	96
1 保管料制度の変遷	96
2 サイロ保管料の新設	106
第2節 倉庫荷役料	107
1 荷役料制度の変遷	107
2 サイロ荷役料の変遷	115
第3節 その他の諸料金	116
第4節 鉄鋼専用倉庫保管料	117

第5章 災害事故防止対策

第1節 火災事故の防止	118
第2節 鼠害・虫害の防止対策について	124
1 鼠害の防止	124
2 虫害の防止	131
第3節 台風シーズンに備えての対策	132
1 暴風雨対策	132

2 洪水対策	132
3 津波・高潮対策	132
4 その後の措置	133
5 チェックのポイント	133
6 宮城県沖地震の教訓	134
第4節 受寄物の盗難防止対策	138
第5節 安全作業の推進について	142
第6節 教育訓練の方策	143
1 保管管理上の点検チェック	143
2 現場担当者としての作業員に対する教育指導の要領	145
3 五つの鍵の利用法	149
4 高等学校における「倉庫業務」の教育内容	150
5 日本倉庫協会によるスライド教材	151

第6章 火災保険

第1節 営業倉庫と火災保険	153
1 倉庫業法による付保強制	153
第2節 火災保険倉庫特約	160
1 倉庫特約の特徴	160
2 甲, 乙, 丙号特約の相違	161
3 甲号, 乙号, 丙号の選択	162
4 付保手続	163
5 保険料の計算及び支払方法	164
6 倉庫特約の条項(第1方式)	164
7 火災保険倉庫特約(第2方式)	169
第3節 火災保険倉庫物件料率の抜すい	177
1 適用物件	177
2 適用料率の計算	177
3 契約に関する規定	178
4 構造に関する規定	179
基本料率	184

第7章 倉庫設備

第1節 倉庫建設の条件	195
1 敷地の選定	195
2 建物のレイアウト	197
3 業法に規定する条件	197
4 経営管理の理念	198
第2節 倉庫の構造	198
1 省令による倉庫の基準	198
2 倉庫の構造	199
3 定温倉庫	202
4 税制優遇の措置	206
倉庫業関係昭和56年度税制改正	206
倉庫業に対する税制上の特例措置一覧表	207
第3節 付属設備	215
第4節 荷役機械	216
1 倉庫用荷役設備	216
2 主なる機種	217

付 録

倉庫業法	219
倉庫業法施行令	226
倉庫業法施行規則	227
標準倉庫寄託約款	260
商法抜すい	269
民法抜すい	275
倉庫料金表	277
普通倉庫料率	277
品目分類表	294
鉄鋼専用倉庫料率	313
サイロ倉庫料率	315

倉庫業務の基礎知識

第1章 倉庫業の概念

第1節 倉庫の定義

倉庫業法第2条に、「倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。」と規定されているように、倉庫は財貨を貯蔵または保管するための施設である。

そして、その施設には建物をはじめ空地、水面、船舶、車両、その他が利用される。

このうち空地、水面などを倉庫といふことができるかどうかについては異論もあるが、現実の経済社会ではこれらも倉庫として利用されている。

たとえば、鉄材、土管、瓦、石炭、その他雨露に耐える貨物が野積で保管されており、また木材保管については水面、すなわち貯水池（貯木場）や河川を利用するほうが運搬にも便利であり、乾燥や火災防止などの利点もあるので、現に水面木材倉庫業として認可されている。

また船舶の倉庫利用については、大正9年横浜、神戸の海上に1,000トン以上の倉庫船10余隻、舢舨100隻、小蒸気3隻を保有する資本金1,000万円の日本海上倉庫株式会社の設立をもくろまれたことがある。

車両の倉庫利用については、終戦直後に進駐軍が鉄道沿線で物資を満載した貨車を倉庫代用に相当長期間にわたつて停留使用したことがあつた。

以上のように、物資を保管するのに適当で便利な種々の施設は、みな倉庫といつてもさしつかえない。

第2節 倉庫業の定義

倉庫が財貨の貯蔵保管を目的とする施設であつて、この施設を利用して、他人から寄託（所有権の譲渡を行わずに、単に他人の財貨の保管を依頼する行為）を受けた財貨を保管し、その代償として報酬を受けることを営業とすることが、す

第1章 倉庫業の概念

なわち「倉庫営業」である。

そして、その営業を行なう者が「倉庫営業者」である。

商法第597条には、「倉庫営業者トハ他人ノ為ニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ。」と規定されている。

これを分説するとつぎの通りである。

1 他人の物品を保管する

他人の所有する財貨を、寄託によつて保管することであるから、自己所有の貨物を自家倉庫に保管しても、それは倉庫業にはならない。また小運送業者が貨物の発送を引き受けた後、貨車積みするまでの間、または着地で荷主に引き渡すまでの間、貨物を一時的に保管するような場合、たとえ倉庫へ引き取つて保管しても、それは運送途上における一過程であつて、倉庫営業行為とはならない。

つまり倉庫営業として、他人の貨物を保管する場合は、必ず寄託行為が伴わなければならないことが第一条件であり、この条件を満たさない限り、倉庫業としての保管は成立しないのである。

2 保管の対象は物品である

物品とは、普通財貨または貨物といわれるところの動産の総称であるが、（貨幣、書画、骨とう品、貴金属類などは、一般には保管の対象にはしない。これらの保管については、別の施設のトランクルームと称せられるところで保管されており、東京では江戸橋の三菱倉庫、大手町の日本鋼管ビル地階の三井倉庫、名古屋では三菱倉庫が営業している。）その物品は、少なくとも他人の占有の目的となるものでなければならない。

3 保管する

保管とは、物品の原状維持をはかることであつて、それには原形や荷姿のみでなく、物質的な価値の維持も当然含まれており、したがつて、単に場所を提供して蔵置するだけでなく、価値の持続（現状維持）を目的とするところの適切な管理を行なうことである。

4 営業する

営業とは、一つの企業として経営するもので、規則的に、かつ継続的に経済活動（商行為）を行なうところの一部門として独立した組織を指すものであつて、倉庫業の場合は、物品の保管管理及び労務の提供に対し、その反対給付として報酬（保管料・荷役料）を受け、これによつて企業の経営を維持していくのである。

したがつて、商取引の手段として、他人の貨物を一時的に自己の倉庫に保管しても、それを継続的に行なわないならば、それは倉庫業とはみなされないものである。

第3節 倉庫の種類

1 名称による分類

A 営業倉庫

倉庫業法により営業の許可を受けた倉庫業者が、営業の本拠として寄託を受けた貨物を保管する施設である。

B 公共（公益）倉庫

国または地方公共団体が、公益を目的として建設したもので、つぎのようなものがある。

(1) 公立倉庫

終戦後、戦災による庫腹の不足を緩和するため、政府ならびに地方自治団体が主要港湾地帯に建設し、運用を民間に委託しているものなどである。

(2) 官公設上屋

国または地方公共団体が、海陸連絡貨物の荷捌用として、埠頭または岸壁に上屋を建設し、民間業者または一般の利用に供するものである。

(3) 官設保税上屋および倉庫

貿易振興の一策として、蔵置または保管中の輸出入貨物に対して関税の徴収を猶予する制度のもとに建設された施設である。

第1章 倉庫業の概念

C 私設保稅上屋および倉庫

關稅法によつて、倉庫業者が稅關長の認可を受け、稅關の監督のもとに、輸出稅未納貨物を保管するものであつて、私設保稅上屋の蔵置期間は15日以内であり、私設保稅倉庫の保管期間は2カ年以内のものである。

D 農業倉庫

農業倉庫業法（大正6年7月21日法律第15号）にもとづいて、公益法人である農業協同組合、または農業協同組合連合会が、同法の認可を受け、組合員または特定人の農産物を保管する目的のもとに建設された施設であつて、建設費の一部は政府の補助を受けているものもあり、一部員外利用を認められている。

E 保管庫

通運業者が運送契約にもとづく貨物の輸送過程において、一時的に貨物を保管する設備を營業倉庫と區別して「保管庫」と呼んでいる。保管庫は利用条件からして、そのほとんどが駅頭付近にあり、かつ、面積も70平方メートル程度のもものが多く、發送貨物を荷送人から受け取つて發駅に引き渡すまでと、到着貨物を到着駅から受け取つて荷受人に引き渡すまでの一定期間は、通運業者の責任で貨物の保管管理を行なわなければならないのであるが、その保管庫に、貨物を一時保管するのはつぎのような場合である。

- (1) 貨物引換証が回収できない場合
- (2) 品代金の取立てができない場合
- (3) 荷受人が荷受を拒絶した場合
- (4) 荷受人が判らない場合
- (5) 原票不着で処理がつかない場合
- (6) 運賃諸掛金の回収が不能である場合
- (7) 荷受人が不在で引渡しのできない場合
- (8) 特に荷主の要求により保管する場合
- (9) その他

などであるが、荷主の要求があつたときはもちろんのこと、通運業者として荷主の貨物を保管管理する責任上、その費用として收受すべき料金が定められている。

保管庫の保管料は通運事業料金表により、發送貨物は荷主の依頼があつた場合に限り保管当日から發送日の前日までの日数、到着貨物は荷主に到着通知を出した日、または通知にかわる掲示をした翌々日から引渡当日までの日数に対

第3節 倉庫の種類

して、荷物扱は、5日目まで1個1日につき145円、6日目以降1個1日につき210円、車扱は運賃計算トン数1トン1日までごとに140円である。

F その他倉庫

営業の対象にはならないが、物品を保管する施設には、農家の土蔵、納屋、商店または商社の倉庫、工場の原料資材または製品を保管する倉庫その他の自家用倉庫などがある。

2 建築別による分類

A 建築資材別

木骨土蔵、木骨モルタル塗、木造板張、石造、煉瓦造、軽金属造、鉄筋または鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造、軽量鉄骨造その他がある。

なお、建築様式によって平屋建、多階建とに分けることができる。

B 火災保険の級別

倉庫物件にして倉庫特約を結ぶ場合、建物の構造により損害保険料率算定会の基準により特級、1級、2級（ ）、2級、3級、4級と6段階の格付けがされている。

さらに建物の種類によって「普通品」「A級危険品」、「B級危険品」、「特別危険品」の4段階に分けて料金が設定されている。（付録の貨物類別表参照）

3 倉庫業法による倉庫の類別

A 1 類 倉 庫

第1類物品、第2類物品、第3類物品、第4類物品及び第5類物品を保管する倉庫をいう。

B 2 類 倉 庫

第2類物品、第3類物品、第4類物品及び第5類物品を保管する倉庫をいう。

C 3 類 倉 庫

第3類物品、第4類物品及び第5類物品を保管する倉庫をいう。